

## 室戸市スポーツ合宿支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、室戸市補助金交付規則（平成13年規則第15号）に定めるもののほか、室戸市スポーツ合宿支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 アマチュアスポーツの合宿誘致による地域の活性化を図るため、市内スポーツ施設を利用し、かつ、市内の宿泊施設に宿泊して合宿を行う市外アマチュアスポーツ団体（以下「スポーツ団体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、スポーツ団体が実施する次の各号に掲げる全ての要件を満たす合宿とする。

- (1) スポーツ合宿が市内の施設において実施され、市内の宿泊施設に宿泊する合宿であること。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を得た宿泊施設であること。
  - (2) 補助実施年度の4月1日から3月31日の間に、1回の合宿における延べ宿泊数（合宿の参加人数に、宿泊日数を乗じて得た数をいう。以下同じ。）が10泊以上であること。
- 2 前項の規定において、大会等への参加目的のもの及び修学旅行目的のものは対象外とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、前条に規定する合宿を行うスポーツ団体とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、市内に宿泊した延べ泊数に1泊当たり1,000円を乗じて得た額とし、1回の合宿において同一補助対象者が受けられる補助金の額は、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、合宿開始の前日までに室戸市スポーツ合宿支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 計画書（別記様式第2号）
- (2) 参加者名簿（別記様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 教育長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、室戸市スポーツ合宿支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 申請者は、次のうちいずれかに該当する場合には、あらかじめ室戸市スポーツ合宿支援補助金計画変更承認申請書(別記様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を中止・廃止しようとするとき。
- (2) 補助申請を取消ししようとするとき。
- (3) 計画の変更をしようとするとき。

2 教育長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められたときは、変更を決定し、室戸市スポーツ合宿支援補助金交付決定変更通知書(別記様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 申請者は、補助事業終了の日から30日以内に室戸市スポーツ合宿支援補助金実績報告書(別記様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 合宿実績書(別記様式第8号)
- (2) 宿泊証明書(別記様式第9号)
- (3) 補助金請求書(別記様式第10号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 教育長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認められたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合、教育長は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部もしくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 合宿を実施しなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他教育長が特別の理由があると認めたとき。

(帳簿等の整備、保管)

第12条 申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、事業実績の報告後5年間保管しなければならない。

(暴力団等の排除)

第13条 教育長は、申請者が室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第31号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者(以下「排除措置対象者」という。)に該当すると認めるときは、補助金の交付を行わないものとする。

2 教育長は、申請者が排除措置対象者に該当すると認められたときは、当該排除措置対象者に係る補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、教育長は、申請者がすでに補助金の全部又は一部を受領済であるときは、期限を定めて

その返還をさせるものとする。

(情報公開)

第14条 教育長は、補助事業に関して、室戸市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条第8条の規定による不開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月23日から施行する。